

里親制度と 里親支援センターTFCについて



社会が子どもを養育する理由

(社会的養護について)

○様々な事情により本来の家庭で暮らすことが出来ない子どもたちがいます。こうした子どもたちを保護者に代わって公的に育てる仕組みを社会的養護といい里親は乳児院や児童養護施設と並んでその重要な担い手の一つです。

里親制度とは

- 社会的養護を必要とする子どもたちのため、乳児院・児童養護施設などの「施設養護」の他に子どもを温かい愛情と正しい理解を持って自らの家庭に迎え入れ養育する「里親制度」があります。
- 里親制度は、社会的養護を必要とする子どもたちのための制度であり里親はそうした子どもの成長をサポートし、養育する役割りを担っています。

里親とは

○都道府県知事が子どもを委託することを適当として認めた者で公的な保護を必要とする子どもを自らの家に迎え入れ一定期間、都道府県(児童相談所)からの委託を受けて養育し、子どもの成長を目指します。

里親の種類

- ・栃木県では養育里親を「とちのきフオスター」と愛称で呼び、担い手を増やしていく事をめざしています
- ・養育里親、養子縁組里親どちらかの登録、両方での登録も可能です

養育家庭 (養育里親)

家族と暮らせない子どもをふたたび家族と暮らせる様になるまで、または、自立して生活できるようになるまで一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です。

養子縁組 里親

養子縁組によって子どもの養親になることを希望する里親です。

専門養育家庭 (専門里親)

養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

親族里親

実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

里親になるにはどうするの？

○里親になるまでの流れ○

- ①問い合わせ・相談(研修までに2回以上の面談が必要になります)
- ②研修の受講(基礎研修:2日間、登録前研修4日間)
- ③申請(お住まいの管轄の福祉事務所へ申請)
- ④調査及び認定・登録(児童相談所等の職員が家庭訪問、調査を行い、
栃木県子ども・子育て審議会での審査を経て里親認定され、名簿に
登録されます。

※里親になるために特別な資格は必要ありませんが、要件が定められています。

里親を支援するしくみは？

- 児童相談所やフォスタリング機関からの支援を受けることができます。(家庭訪問、電話相談、里親カフェ等)
- 子どもの生活費が支給されます。(乳児約6万4千円/月、乳児以外約5万5千円/月)
- 里親手当が支給されます。(里子一人あたり約9万円/月、養育里親の場合)
- 子どもの医療や教育にかかる費用を里親が負担することは原則ありません。
- 一時的な休息が必要な場合、養育中の子どもを施設や他の里親に預けることができます。(レスパイトケア)
- 里親会が行う里親サロン等、里親同士の支え合いもあります。

里親支援センターは何をするの？

里親支援センターTFC

当センターは、ひとりでも多くの子どもたちが、家庭のぬくもりを感じながら望ましい環境で安心して生活できるよう、里親養育に関する包括的な支援を行っています。

里親制度の普及啓発

里親制度に関する社会的理解を促進するための各種広報活動を行います。

里親のリクルート

里親制度に関する説明会や交流会等を開催します。また、里親登録を希望する方からの個別相談にも対応します。

研修・トレーニング

登録に必要な研修に加えて、初めて子どもを養育する方に向けた研修や、養育力を高めるためのトレーニング等を実施します。

養育への支援

実際に養育を開始した後も、相談対応や家庭訪問等、里親に寄り添った様々な支援を行います。

栃木県の チーム養育体制



★是非、里親支援センターTFCの
HPもご覧ください。⇒
栃木県宇都宮市駒生町1837番地3
☎ 028-6970-6970

